

※消えるペンを使用しないでください

婚姻届

午前 午後 時 分 受付

令和 年 月 日届出
(あて先)

香川県丸亀市長 殿

《記入例》

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	香川県丸亀市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

◎証人は成人に達している人2名必要です。

(1)	氏名	夫になる人 まるがめ 氏 丸亀 太郎	妻になる人 きょうごく 氏 京極 花子
	生年月日	平成 14 年 5 月 5 日	平成 17 年 2 月 14 日
(2)	住所	香川県丸亀市大手町 二丁目 4 番 21 号	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西 1680 番地
	(住民登録をしているところ) (よみかた)	まるがめ たろう 世帯主の氏名 丸亀 太郎	きょうごく たかふみ 世帯主の氏名 京極 隆文
(3)	本籍	香川県丸亀市飯野町 西分 113 番地	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西 1680 番地
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 丸亀 義博	筆頭者の氏名 京極 隆文
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 丸亀 義博 続き柄 二男 母 智恵子	父 京極 隆文 続き柄 長女 母 幸子
	(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父 続き柄 養母 養子	養父 続き柄 養母 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番地	
(5)	同居を始めたとき	令和 4 年 4 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	(8)	夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他			
届出人署名	夫 丸亀 太郎 印	妻 京極 花子 印	

【枠外に署名】
本人自署

丸亀 太郎

京極 花子

証人	乙川 善雄 印	甲野 廣子 印
署名 (※押印は任意)		
生年月日	昭和 51 年 5 月 5 日	昭和 60 年 12 月 25 日
住所	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西1638番地	香川県丸亀市飯山町 川原1114番地1
本籍	香川県丸亀市本島町 泊506 番地 1	香川県丸亀市広島町 江の浦373 番地 3

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

【重要】住所とは関係ありません。
夫婦の本籍として希望するところを記入してください。
(どちらの氏を称するかで夫婦の戸籍筆頭者が決まります。)

→ ☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

休日・執務時間外に届出をするときは、
守衛室にて受付することになります。
不備がないか、できるだけ事前に窓口で
確認をしておいてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎未成年者の婚姻は父母の同意が必要です。
- ◎住民異動については別途手続きしていただく必要があります。
- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎本人が確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

届出人	確認	確認資料	通知	申出
夫	有・無	免・	有・無	年 月 日 有・無
妻	有・無	免・	有・無	年 月 日 有・無
使者	有・無	免・		

(使者の住所・氏名)

届出書に不備がある場合に問い合わせさせていただきますので、
日中連絡が取れる携帯番号などをお書きください。

連絡先 電話 090 (0000) 0000
自宅・勤務先 [携帯]

(昼間連絡のできる場所を書いてください)